

令和4年度事業報告について

暴迫センターの令和4年度の事業報告は、以下のとおりである。

1 広報啓発事業

(1) 広報啓発活動

ア 暴迫センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定、暴力団関係事件発生状況等を掲載。

イ 暴迫センター機関誌「暴迫茨城」（76号）の発行。

ウ リーフレット「暴迫センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」及びカレンダーを関係団体、各種事業所等に配布。

エ 暴迫センターの相談事業、暴迫県民大会開催等についてラジオスポット放送により広報実施。

(2) 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴迫センター備付けの暴排DVD等の貸出。

(3) 暴力団排除意識の高揚

令和4年10月20日、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和4年暴力追放茨城県民大会」を開催。暴力団排除団体関係者等約750名が参加し、暴力団排除意識の高揚と浸透を図った。

2 相談・助言事業

(1) 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた。

令和4年度の相談受理件数は760件 前年同期比-63件(-7.6%)の減少。

(2) 暴力団事務所付近住民等からの相談

令和4年度の暴力団事務所付近住民等からの相談はなかった。

(3) 少年からの相談

相談事業等を通じて少年に対する暴力団組織への加入強要、勧誘等被害防止対策の指導。少年からの相談はなかった。

(4) 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱者、離脱希望者からの離脱相談、就労相談等に対し警察などと連携し支援を実施。

(5) 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施。

令和4年度は、以下に記載のとおり12回、649名に対し対応要領等を指導。

- 茨城県租税債権機構新人職員研修会
(令和4年4月6日、水戸合同庁舎、15名)
- 茨城県銀行警察連絡協議会総会
(令和4年5月20日、茨城県産業会館大会議室、23名)
- 茨城県公共料金等暴力対策協議会代表幹事会
(令和4年6月21日、東京電力茨城総支社会議室、13名)
- 常陸那珂地区防犯連絡協議会総会
(令和4年6月21日、クリスタルパレス、34名)
- 生命保険協会茨城県協会不当要求防止責任者研修会
(令和4年9月8日、京成ホテル、30名)
- 茨城県少年指導委員ブロック別研修会 3回開催
(令和4年10月27日、神栖市平泉コミセン等、428名)
- 茨城県銀行警察連絡協議会運営委員会
(令和4年11月15日、茨城県産業会館、21名)
- 茨城県公共料金等暴力対策協議会会員研修会
(令和5年1月23日、ザ・ヒロサワ・シティ会館、35名)
- 茨城県損保警察連絡協議会総会
(令和5年2月6日、フェリヴェールサンシャイン、35名)
- 茨城県警備業協会暴力団対策協議会
(令和5年3月24日、ホテルザウエストヒルズ、15名)

3 助成・貸付事業

(1) 被害者見舞金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター被害者見舞金支給規程」による支給該当者はなし。

(2) 民事訴訟費用貸付

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター貸付金規程」による貸付該当者はなし。

(3) 暴力団追放活動支援金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」に基づき、茨城県弁護士会民事介入暴力対策委員会に対し、支援金を支給。

(茨城県弁護士会民事介入暴力対策委員会が、ひたちなか市内暴力団組事務所において発生した拳銃発射事件に伴い、事務所の使用禁止を求める仮処分をひたちなか市が申し立てた活動に対し、弁護士活動に必要な経費の一部を支援するため支援金を支給)

(4) 離脱者雇用給付金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団離脱者雇用給付金支給規程」による支給該当者はなし。

4 講習・研修事業

(1) 不当要求防止責任者講習

令和4年度は、実施44回、受講者1350名に対し実施。

(前年度比+13回、+579名)

(2) 少年指導委員に対する研修

茨城県少年指導委員に対するブロック別研修会が3回開催され、少年指導委員428名に対して、少年に対する暴力団からの被害防止等について講話を実施。

5 調査・資料収集事業

(1) 研修会等への参加

暴追センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加。

- 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会
(令和4年4月21日、オンラインにより参加)
- 民事介入暴力対策全国拡大協議会沖縄大会
(令和4年5月13日、オンラインにより参加)
- 関東管区内暴力追放推進運動連絡協議会総会
(令和4年9月12日、管区警察局)
- 全国専務理事・事務局長等研修会
(令和4年9月15日、東京ガーデンパレス)
- 関東弁護士連合会民暴関連委員会正副委員長会議
(令和4年9月20日、オンラインにより参加)
- 茨城県被害者支援連絡協議会総会
(令和4年10月12日、県庁講堂)
- 民事介入暴力対策・暴迫高知大会
(令和4年11月18日、高知県)
- 全国暴力追放運動中央大会
(令和4年11月24日、明治記念館)
- 関東弁護士連合会民暴研修会
(令和4年12月27日、弁護士会館)

(2) 警察・弁護士会との三者(民事介入暴力対策)協議会の開催

令和4年度の三者協議会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。

(3) アンケート調査の実施

不当要求責任者講習の際に、受講者に対し過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴迫センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施。

アンケート結果は8月発行の暴迫センター機関誌「暴迫茨城」(76号)に掲載。